

東電原発事故による福島県沿岸漁業全面自粛からの復興過程と今後の論点

Recovery Process of Fukushima Coastal Fisheries under the TEPCO Nuclear Disaster

○林 薫平*

Hayashi Kumpei

1. 福島県沿岸漁業を取り巻く情勢

2011年3月の東電福島第一原発事故以後、「全面自粛」を続けている本県の沿岸漁業の復興過程を概観し、現在の課題を指摘する。

(1) まず、2012年度以降、県内の漁協・水産関係者、県・政府の水産関係担当官、および有識者からなる「福島県地域漁業復興協議会」が設置され、この協議会により「試験操業」(全面自粛・賠償の下での部分的・段階的・試験的な漁獲と販売)のスキームが創出され運営されてきている。本研究グループでは、小山良太・林薫平が同協議会に参加してきた。本協議会では、操業(漁獲)の方法、操業対象の魚種や海域、また、検査や情報公開の手法を協議し、ルールを決め、段階的に操業規模の拡大を進めてきた。操業対象と漁獲量は年々徐々に拡大してきて、2018年は4,000トンを超えた。

2017年度からは入札も再開し、さらに本協議会と連動する「ふくしまの水産物販売戦略会議」を設置して流通面での対策の本格的な検討(消費地市場への対応等)を開始し、沿岸漁業の水産物エコラベル取得や高鮮度化などの付加価値を高める試みを進め、また東京の量販店などでの販売促進活動を活発化しており、これからの次のステージに踏み出していくところまで到達している。

(2) ただし、流動的な要素もある。試験操業では、安全性を重視しながら対象魚種を徐々に拡大し、複数段階の検査を行うなどの体制をつくって運用してきており、安全問題に関して着実に推移してきたが、2019年に入り、流通量は多くないもののエイの一種である「コモンカスベ」に関して、公定基準である1キログラムあたり100ベクレル(Cs)を超える数値が検出され、同魚種は操業対象から外され原因調査がおこなわれており、操業を拡大しつつも安全面での慎重な仕組みを維持する必要はまだあることが認識される。

国際面では、2017年度末には、ヒラメの震災後初となる輸出(タイ向け)が具体的に計画されたが、受け入れ先小売店に対する現地民間団体の反対により中止された。2019年度に入り、4月に、「韓国における日本産水産物等の輸入規制に関するWTO上級委員会報告書」が公表されたこともあり、国外に対して情報を伝達する対策の必要性も浮上している。

また、2016年度11月から経済産業省のもとに「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」(本研究グループから小山良太・関谷直也両氏が参加)が設置され、汚染水のALPS処理後にタンク貯留されている「処理水」(分離困難な高濃度トリチウムを含む)

* 福島大学 食農学類 Faculty of Food and Agricultural Sciences, Fukushima University

〒960-1296 福島県福島市金谷川1 TEL: 024-584-8212 E-mail: e129@ipc.fukushima-u.ac.jp

の取り扱いに関して検討されてきた。2018年度には「処分方法の選択肢」が提示され、福島と東京で公聴会が開催されたが、福島県の漁業関係者が強く求めてきた「国民的議論」はまだ始まったばかりであり、性急な処分方法の決定は、福島県や東日本全体の漁業全体に大きな影響を及ぼしうることから集中して注視し、また見ているだけでなく、福島県側からも国民的議論を喚起していくことが必要になっている。

2. 福島県沿岸漁業に向けた課題の検討

本報告では、以上の情勢を踏まえ、今後に向けた課題を、報告者の私見として次のようにまとめる。

(1) これまでの試験操業と水産物の安全確保の取り組みの経過の整理と意識的な発信が必要である。その際に2013年以降の汚染水対策の経緯とその下で福島県の漁業者たちがどのようなジレンマを超えてきたかを正しく踏まえる必要がある。2013年以降の汚染水問題に関しては、「汚染水対策3原則」に則り、東電第一原発の敷地内からの汚染水漏洩の問題を海洋環境と遮断するという緊急的な課題に向け、漁業者側も苦慮しながら地下水バイパスやサブドレン等の協力に応じてきたことと、その成果として遮水壁閉合等の進展があり、海洋環境が一段階ずつ改善してきたことを正確に踏まえることが重要である。

(2) 消費地向けに市場関係者との意思疎通を綿密にし、福島県産の水産物を量的にも質的にも安定的なかたちで供給していく必要がある。その際に高鮮度化等の付加価値化も試みる必要がある。旧築地市場や豊洲市場の市場関係者とはこれまで意見交換を重ね、現段階では、福島県産の高品質な水産物を安定して供給することを求められている。引き続き連絡を密に保ちながら、市場側の要請に対応するべく、福島県側でも、漁業者と仲卸業者で緊密な協力体制をつくっていく必要がある。

(3) 福島県内で、沿岸漁業の復興をもち立てる仲間づくりとして、漁港での朝市や市場でのイベントや、コープ等と漁協・漁連の協同による“地産地消”の取り組みを進めていくことも必要である。地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会（地産地消ふくしまネット）等の県内の協議体を活用することが有効である。同ネットの2016年度シンポジウム「循環と共生の“うつくしま”福島～里山・里海再生と新エネルギーの取り組み」や、2018年度シンポジウム「森・海・農をつなぐネットワークづくり」などで積み上げてきた協議を、2019年度以降は、地産地消による県内産品の普及として具体化していく計画である。

(4) また、前出の「多核種処理水」に関しては、2013年の第一原発汚染水漏洩問題以降に策定された緊急的な「汚染水対策3原則」の実施に本県漁業者が協力してきたこととは全く別次元のものである。多核種処理水は、廃炉工程に伴って出てくる廃棄物や、除染廃棄物を最終的にどこでどのように隔離し保管するかという大きな課題の入り口と認識する。しばしば台頭する性急な処分論に対して慎重な検討を繰り返し求めつつ、国民的議論の呼び掛けを進めていく必要があると考える。